

群馬県やま・さと応援隊活動調査実施要領

1 趣旨及び目的

中山間地域等の農業・農村は、私たちの生活を支え潤す多面的な機能を有しており、将来にわたり保全していく必要がある。

しかしながら、中山間地域等は平坦地に比べて農業生産条件や生活条件が不利なことから、過疎化や高齢化が進展して農地等の荒廃が進み、多面的機能の保全を担ってきたこれら地域の機能低下が懸念されている。

そこで、若々しい視点や行動力、高い教養や専門性を持つ県内の大学や短期大学から企画提案を募集し、優れた提案をした大学等に「やま・さと応援隊」として業務委託し、中山間地域等の活性化を図ることを目的として活動調査を実施する。

2 業務の対象

(1) 対象地域

本事業の対象となる地域は、地域振興立法3法指定地域、市町村基金（中山間ふるさと・水と土保全対策事業）設置市町村及び中山間地域等直接支払制度に係る知事特認地域とし、別表のとおりとする。

(2) 委託者

県は、次の条件を全て満たす者と業務委託契約を結び、事業を実施する。

ア 群馬県内に通年常設しているキャンパスを有し、県が別途定める公募要領に基づき応募した大学、短期大学（以下「大学等」という。）であること。

イ 大学等の指導教員と複数の学生で構成する「やま・さと応援隊」として、中山間地域等の集落で活動調査を行うこと。

(3) 業務内容

県が大学等に委託する群馬県やま・さと応援隊活動調査（以下「活動調査」という。）の業務内容は、住民との交流を5日以上行い、中山間地域等の地域資源を再評価して地域の活性化への道筋を示すための活動とし、次のいずれかに該当する活動を行うものとする。

ア 農業生産活動の継続に向けた地域資源の発掘や新たなメニューの提案

イ グリーン・ツーリズムや農泊など都市農村交流に向けた体験プログラムの提案

ウ その他農業農村の振興に資するメニューの提案

3 業務の実施方法

(1) 委託者の募集

県は、別途公募要領を定め、県ホームページ等で広報するなどして大学等を募集する。

(2) 委託者の選定

県は、別途審査要領を定め、優れた提案をした大学等の企画提案を採用する。

(3) 契約

県は、予算の範囲内において、採用した大学等と契約を締結し、活動経費を支出する。

(4) 業務期間

業務期間は原則として、県と大学等との契約締結日から契約締結年度の2月末日までとする。

(5) 業務の完了報告

大学等は、委託業務が完了したときは、別途定める方法により完了報告を提出するものとする。

7 推進指導等

県は、活動調査の実施について、大学等に対する助言及び指導に努める。

8 その他

活動調査の実施については、この要領に定めるもののほか、農村整備課長が別途定めるところによるものとする。

(別表)

群馬県やま・さと応援隊活動調査 対象地域

H31.3 現在

地域	市町村名	法指定地域※1 または市町村基金※2 地域	特認地域※3
中部 地域	前橋市	—	旧富士見村、旧宮城村
	伊勢崎市	—	旧島村
	渋川市	旧小野上村、旧伊香保町	旧敷島村、旧子持村
	榛東村	—	旧相馬村
西部 地域	高崎市	全域	
	藤岡市	全域	
	富岡市	全域	
	安中市	全域	
	上野村	全域	
	神流町	全域	
	下仁田町	全域	
	南牧村	全域	
	甘楽町	—	旧小幡町、旧新屋村
吾妻 地域	中之条町	全域	
	長野原町	全域	
	嬬恋村	全域	
	草津町	—	全域
	高山村	全域	
	東吾妻町	全域	
利根 沼田 地域	沼田市	旧利根村、旧沼田市(池田地区)	旧川田村、旧薄根村、旧白沢村
	片品村	全域	
	川場村	全域	
	昭和村	—	旧糸之瀬村
	みなかみ町	全域	
東部 地域	桐生市	全域	
	太田市	—	旧新会村
	みどり市	旧東村、旧大間々町(福岡地区)	旧川内村、旧黒保根村

※1 法指定地域とは、地域振興立法3法(過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備に促進に関する法律)の各指定地域のこと。

※2 市町村基金とは、中山間ふるさと水と土保全対策事業の趣旨に基づき市町村が設置した基金のこと。

※3 中山間地域等直接支払制度において、知事特認となっている地域のこと。